滋賀県旅行商品化提携事業助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　公益社団法人びわこビジターズビューロー会長（以下「会長」という。）は、観光客のニーズが多様化しているなかで、滋賀県の認知度向上を図り、本県への誘客を促進するため、滋賀県を旅行目的地とする旅行商品を造成して、それら旅行商品の販売促進を目的とするパンフレットや電子媒体作成等を行った場合に、助成するものとし、その助成金の交付に関しては、この要綱の定めによるほか、滋賀県が定める滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号、以下「規則」という。）の規定を準用する。

（助成対象事業者）

第２条　助成対象事業者は、日本国内において旅行業法に基づく第一種、第二種の旅行業、および場貸しモデル宿泊予約サイトを営む事業者（以下、「旅行業者」という。）とする。

（助成対象経費）

第３条　助成対象となる事業および経費は、次のいずれかに該当するものとする。

（１）旅行パンフレットおよび電子媒体作成等に対する助成として、助成対象となる経費は、別表１に基づいて、旅行業者が滋賀県への誘客を促進する旅行商品を造成し、その販売促進のために制作するものであって、滋賀県の観光地等が掲載された旅行パンフレットや旅行商品を販売するためのウェブサイト販売ページ等の作成に要する経費とする。

（２）通信販売の旅行商品カタログ作成等に対する助成として、助成対象となる経費は、別表２に基づいて、旅行業者が滋賀県への誘客を促進する旅行商品の販売促進のために作成した次に該当する通信販売の旅行商品カタログやウェブサイト販売ページに必要な経費とする。

ア　滋賀県の観光地を訪問する旅行商品が掲載された通信販売の旅行商品カタログやウェブサイト販売ページの作成

イ　「ア」にかかる旅行商品の販売促進のために新聞・雑誌や観光関連ポータルサイト等への広告の掲載

（助成額および助成限度額）

第４条　助成額は、予算の範囲内で助成対象経費の2分の1以内とし、助成限度額は、対象（有効）掲載頁数、発行部数、助成対象経費および滋賀県への送客実績等を踏まえ、毎年度会長が定める。

（助成申請等）

第５条　助成を希望する旅行業者は、別に定める期限までに滋賀県旅行商品化提携事業助成申請書（様式１）を、会長に提出するものとする。

　　会長は、助成申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、速やかに助成事業として採択の可否および助成金額を決定するものとする。

（助成事業の変更等）

第６条　助成を受ける旅行業者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ助成事業変更承認申請書（様式２）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

　（１）助成金額に変更を要する場合または助成対象事業を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合

　（２）助成事業の一部もしくは全部を中止し、または廃止しようとする場合

（実績報告等）

第７条　助成を受ける旅行業者は、滋賀県旅行商品化提携事業実績報告書（様式３）および関係書類としてパンフレットやウェブサイトハードコピー等を添付し、事業完了後３０日以内または助成の決定を受けた日の属する年度の３月３１日のうち、いずれか早い日までに、会長に提出するものとする。

（額の確定）

第８条　会長は、前条の規定による報告を受けた場合において、助成金の交付決定の内容等に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該旅行業者に通知するものとする。

（助成金の支払）

第９条　前条の規定による通知を受けた旅行業者は、滋賀県旅行商品化提携事業交付請求書（様式４）を会長に提出するものとする。

（その他）

第１０条　この要綱および規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付　則

この要綱は、平成１５年６月１６日から施行し、平成１５年度分の助成金から適用する。

付　則

この要綱の改正は、平成１７年１１月１日から施行し、平成１７年度の助成金から適用する。

付　則

この要綱の改正は、平成２５年４月１日から施行し、平成２５年度の助成金から適用する。

付　則

この要綱の改正は、平成２９年４月１０日から施行し、平成２９年度の助成金から適用する。

付　則

この要綱の改正は、平成３０年４月１日から施行し、平成３０年度の助成金から適用する。

別　表　１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実　　施　　期　　間 | | 旅行商品の助成対象となる期間は、当該年度の４月１日から翌年の３月３１日までとし、旅行商品の開始日（出発日）、作成されるパンフレットの対象期間およびウェブサイト販売ページの掲載期間等が当該助成対象期間の範囲内において対象とする。 |
| 規　格　等 | 仕　　様 | 滋賀県が旅行目的地となる旅行商品が掲載された旅行パンフレットまたはウェブサイト販売ページを作成するものとし、その仕様は、次のとおりとする。  （１）旅行パンフレットの仕様は次のとおりとする。  ①旅行商品名（パンフレットの表題等）には滋賀県に関連する名称を使用するものとする。  ②旅行商品のパンフレットには４頁以上の滋賀県に関連する事項を記載した頁を含むものとする。ただし、単独旅行商品のみが掲載されたパンフレットは、この限りでない。  ③パンフレットの作成部数は５万部以上とする。  ④パンフレットは各支店、提携販売店、代理店等に配布されること。  （２）ウェブサイト販売ページの仕様は次のとおりとする。  ①滋賀県に関連する専用ページが作成されること。  ②滋賀県の宿泊プランを設定・掲載すること。 |
| 構成要素 | 次の全ての要素を含んでいること。  （１）旅行パンフレット  ①滋賀県の魅力を満喫できる日帰りまたは宿泊プラン。  ②滋賀県の観光地が２箇所以上紹介されている。  ③滋賀県の観光コースが１コース以上掲載されている。  （オプションプラン等の旅行商品を含む）  ④実施期間中に開催する滋賀県観光キャンペーン等の関連情報が掲載されている。（タイトル、実施内容、ロゴマーク、特典等指定するもの）  （２）ウェブサイト販売ページ  ①滋賀県の魅力を満喫できる日帰りまたは宿泊プラン。  ②滋賀県の観光地が３箇所以上紹介されている。  ③実施期間中に開催する滋賀県観光キャンペーン等の関連情報が掲載されている。（タイトル、実施内容、ロゴマーク、特典等指定するもの） |
| 助　成　対　象　経　費 | | ①旅行商品の旅行パンフレットまたはウェブサイト販売ページの作成費用等とする。ただし、旅行商品に他府県の旅行商品を含む場合は、滋賀県に関連する事項を記載した頁分にかかる作成費用のみを助成対象とする。  ②単独旅行商品については、①に加え、当該掲載旅行商品の販売促進のため、新聞・雑誌、観光関連ポータルサイト等への広告宣伝費用も対象とする。 |

別　表　２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実　　施　　期　　間 | | 旅行商品の助成対象となる期間は当該年度の４月１日から翌年の３月３１日までとし、旅行商品の開始日（出発日）、作成される旅行カタログの対象期間およびウェブサイト販売ページの掲載期間等が当該助成対象期間の範囲内において対象とする。 |
| 規　格　等 | 仕　　様 | ①通信販売の旅行カタログやウェブサイト販売ページを作成するものとする。（当該旅行商品の新聞・雑誌、観光関連ポータルサイト等への広告宣伝を含む）  ②旅行商品名には滋賀県に関連する名称を使用するものとする。  ③旅行商品情報誌には、滋賀県に関連する記事を掲載するとともに、滋賀県への旅行商品を掲載した記事と併せて１頁以上の掲載を行う。  ④作成部数は５万部以上とする。  ⑤旅行カタログは、組織会員などに幅広く配布されるものであること。 |
| 構成要素 | 次の全ての要素を含んでいること。  ①滋賀県の魅力を満喫できる日帰りまたは宿泊プラン。  ②掲載される旅行商品は、滋賀県の観光地等へ２箇所以上訪問予定のものであること。  ③実施期間中に開催の滋賀県観光キャンペーン等のタイトル、実施内容、ロゴマークを掲載すること。 |
| 助　成　対　象　経　費 | | ①通信販売の旅行カタログやウェブサイト販売ページの作成費用とする。ただし、旅行商品に他府県の旅行商品を含む場合は、滋賀県に関連する事項を記載した頁分にかかる作成費用のみを助成対象とする。   1. ②当該旅行商品の新聞・雑誌、観光関連ポータルサイト等へ　の広告宣伝費用 |

（様式１）

滋賀県旅行商品化提携事業助成申請書

平成　　年　　月　　日

　公益社団法人びわこビジターズビューロー会長　様

所在地

社名

代表者名 　　 印

電話番号

平成　　年度実施の旅行に関する旅行商品化提携事業について、金　　　　　　　円を助成されるよう滋賀県旅行商品化提携事業助成金交付要綱に基づき関係書類を添えて申請します。

　　※関係書類　　申請概要書

（パンフレット作成等に対する助成の場合）

申請概要書

|  |  |
| --- | --- |
| パンフレット名 | ※滋賀県に関連する名称が使用されたものであること |
| 使用期間 |  |
| 作成部数 | （助成対象期間中に作成される予定の部数を記入のこと） |
| 配布範囲 |  |
| パンフレット内容  （以下の項目を記載）  ・構成（頁割付表添付）  ・滋賀県関連事項の掲載頁数  ・滋賀県観光地の掲載箇所  ・掲載する滋賀県観光コース  ・観光CP関連情報等  広告宣伝の内容  （単独旅行商品のみ、実施する場合に記載） |  |
| 必要経費および内訳  （根拠となる資料を添付） | 合計　　　 円 |
| 前年度の滋賀県への送客実績 |  |
| 摘要 |  |

（通信販売の旅行商品カタログ作成等に対する助成の場合）

申請概要書

|  |  |
| --- | --- |
| 旅行商品情報誌名  （旅行カタログ名） |  |
| 使用期間 |  |
| 作成部数 | （助成対象期間中に作成される予定の部数を記入のこと） |
| 配布範囲 |  |
| 旅行カタログ内容  ・構成（頁割付表添付）  ・掲載する滋賀県への旅行商品（旅行商品名には、滋賀県に関連する名称を使用）  ※滋賀県の目的地、催行予定日および募集予定人員を必ず記載すること  ・観光CP関連情報等  広告宣伝の内容  （実施する場合） |  |
| 必要経費および内訳  （根拠となる資料を添付） | 合計　 　　　 円 |
| 前年度の滋賀県への送客実績 |  |
| 摘要 |  |

（ウェブサイト販売ページ作成等に対する助成の場合）

申請概要書

|  |  |
| --- | --- |
| 販売ページを作成するウェブサイト名 |  |
| 作成する販売ページ数 |  |
| サイトトップページのPV数 |  |
| サイトの会員数 |  |
| 販売ページの内容  ・構成（頁割付表添付）  　※滋賀県専用ページを作成のこと  ・宿泊プランの掲載予定数  ・掲載される滋賀県の観光地  ・観光CP関連情報等 |  |
| 必要経費および内訳  （根拠となる資料  　を添付） | 合計　 　　 円 |
| 前年度の滋賀県への送客実績 |  |
| 摘要 |  |

（様式２）

平成　　年　　月　　日

　公益社団法人びわこビジターズビューロー会長　様

所在地

社名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

平成　　年度滋賀県旅行商品化提携事業助成金に係る補助事業の変更

（中止、廃止）承認申請書

平成　　年　　月　　日付けびわこ第　　　号で助成決定のあった標記助成事業について、下記のとおり変更（中止、廃止）したいので滋賀県旅行商品化提携事業助成金交付要綱の規定により、申請します。

記

１　変更理由

２　変更内容

（１）変更区分

□変更

□中止（□一部、□全部）

□廃止

（２）変更前

（３）変更後

（様式３）

滋賀県旅行商品化提携事業実績報告書

平成　　年　　月　　日

　公益社団法人びわこビジターズビューロー会長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　平成　　年　　月　　日付けびわこ第　　　号で助成決定のあった標記助成事業について、滋賀県旅行商品化提携事業助成金交付要綱の規定により関係書類を添えてその実績を報告します。

　　※関係書類　　事業実績書

（パンフレット作成等に対する助成の場合）

事業実績報告書

|  |  |
| --- | --- |
| パンフレット名 |  |
| 使用期間 |  |
| 作成部数 | （助成対象期間中に作成した部数を記入のこと） |
| 配布範囲 |  |
| 掲載内容  （パンフレットの内容） |  |
| 必要経費および内訳  （根拠となる資料  　を添付） | 合計　 　　 円 |
| 送客実績  （月別・地区別） |  |
| 摘要 |  |

（通信販売の旅行商品カタログ作成等に対する助成の場合）

事業実績報告書

|  |  |
| --- | --- |
| 旅行商品情報誌名 |  |
| 使用期間 |  |
| 作成部数 | （助成対象期間中に作成した部数を記入のこと） |
| 配布範囲 |  |
| 掲載内容  （旅行カタログの内容） |  |
| 必要経費および内訳  （根拠となる資料を添付） | 合計　 　 　 円 |
| 送客実績  （月別・ツアー別） |  |
| 摘要 |  |

（ウェブサイト販売ページ作成等に対する助成の場合）

　　事業実績報告書

|  |  |
| --- | --- |
| ウェブサイト名 |  |
| 当該ページの閲覧期間 |  |
| 当該商品の累計閲覧(PV)数 |  |
| 掲載内容  （販売ページの内容） |  |
| 必要経費および内訳  （根拠となる資料を添付） | 合計　 　　 円 |
| 送客実績  （月別・商品別） |  |
| 摘要 |  |

（様式４）

平成　　年　　月　　日

　公益社団法人びわこビジターズビューロー会長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

社名

代表者名　　　 　　　　　　　　　　　印

電話番号

滋賀県旅行商品化提携事業交付請求書

金　　　　　　　　　　　　　円也

　平成　　年　　月　　日付けびわこ第　　　号で助成決定のあった標記助成事業について、滋賀県旅行商品化提携事業助成金交付要綱の規定により上記の金額を請求します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 振込先 | 銀行　　　　　　　　支店 |
| 預金種類 | １　普　　通 ２　当　　座 |
| 口座番号 | Ｎｏ． |
| 口座名義人 |  |